

# Global Tax Update

## 米国

デロイト トーマツ 税理士法人

2022 年 11 月 22 日号

### 米国税制改正

### ～米国 Inflation Reduction Act による日本企業への影響～

2022 年 8 月 16 日に、バイデン大統領の署名をもって Inflation Reduction Act (以下「IRA」) が立法化された。IRA には、法人ミニマム税の導入やクリーンエネルギー関連のインセンティブの拡大など様々な税制改正が含まれている。これらの規定の多くは 2021 年起草されたが上院による可決までは至っていない Build Back Better Act (以下「BBBA 法案」) における規定と類似している一方、BBBA 法案とは大きく異なる部分も存在する。なお、詳細は今後公表される財務省規則によるところが大きい。IRA には米国内で投資又は事業活動を行う日系企業に影響を与え得る規定が含まれており、主な内容を把握し、軽減策について事前に検討することが推奨される。

本ニュースレターでは、IRA に含まれる税制改正規定のうち、主に日系企業への影響が大きいと考えられる規定を解説する。

#### 1. 新法人ミニマム税の導入

2017 年の税制改正で法人代替ミニマム税が廃止される以前は、通常税額と各種調整が加えられた代替ミニマム税額のいずれか高い額を納税することが義務付けられていた。2017 年の税制改正で既存の法人代替ミニマム税は廃止となったが、OECD が主導する国際課税ルールの見直しを意識し、今回の改正では一定の要件を満たす対象法人の調整後会計利益に対して 15% の法人代替ミニマム税 (以下「AMT」) が導入された。課税所得ではなく、会計上の利益に基づきミニマム税が課されるという点で、従来の法人代替ミニマム税とは大きく異なる。対象法人に該当し得る企業は限定的ではあるものの、米国に子会社を持つ日本の大企業は AMT の該当可能性を検討することが推奨される。

対象法人	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 下記要件を満たす法人 (米国法人、米国外法人を問わず、米国税務上で法人として取り扱われる事業体)</li><li>■ ただし、S 法人、規制投資会社 (RIC)、不動産投資信託 (REIT) は対象外</li><li>■ 一旦対象となった法人は、今後公表が予定される適用除外基準に該当しない限り、継続して AMT の対象となる</li></ul>
3 年平均調整後会計利益テスト	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 当期を含む直近 3 年事業年度の平均調整後会計利益が 10 億ドルを超える</li><li>■ インバウンド多国籍企業 (米国外の親会社を持つ米国法人) の場合、多国籍企業の全世界グループの直近 3 年間の平均調整後会計利益が 10 億ドルを超え、かつ、米国法人及び米国支店グループの直近 3 年間の平均調整後会計利益が 1 億ドル以上である</li></ul>
調整後会計利益の計算	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 財務諸表上の損益に主に下記の調整を加えた額<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 会計年度の異なるグループ会社の会計年度を統一</li><li>➢ 連邦法人所得税及び AMT 外国税額控除を選択する場合には外国法人所得税額を加算 (会計上の法人税額との整合性については今後公表予定)</li><li>➢ 減価償却費を税務上のルールに基づき変更</li><li>➢ 10% 以上の被支配外国法人 (以下「CFC」) 株式を保有する場合には、税務上の CFC 合算課税同様に同法人利益を持分に応じて合算 (通常所得の GILTI 課税同様に、複数の CFC を</li></ul></li></ul>

	<p>保有する場合には CFC レベルで損益通算のうえ、全体で損失となる場合には翌年以降に繰り越される)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2020 年 1 月 1 日以降に終了する事業年度で生じた調整後会計損失は翌年以降に繰り越され、税務上の繰越欠損金同様に当期調整後会計利益の 80% を上限に控除される</li> </ul>
AMT 税額	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 米国法人及び米国支店の調整後会計利益の 15% が通常法人税額（及び BEAT 税額）を超える額</li> <li>■ 通常法人税同様に、選択により R&amp;D 税額控除、クリーンエネルギー税額控除等の一般事業税額控除及び AMT 外国税額控除の適用が可能（控除枠を超える CFC の外国税額については 5 年間の繰り越しが認められる）</li> <li>■ 2017 年以前の法人代替ミニマム税同様に、AMT 税額は繰越 AMT 税額控除として無期限に繰り越され、通常法人税額が AMT 税額（及び BEAT 税額）を超過する事業年度において同超過額を上限に控除が可能</li> </ul>
AMT の効力発生日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2023 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度</li> </ul>

なお、多くの詳細ルールは今後公表される財務省規則で規定される予定である。

## AMT と Pillar 2 の比較

AMT と OECD が推奨する Pillar 2 モデルルールとの間に一部の類似性は見られるものの、AMT が Pillar 2 所得合算ルール（Income Inclusion Rule）や適格国内ミニマム課税（Qualified Domestic Minimum Top-Up Tax）に該当する可能性は低いものと考えられる。

	AMT	OECD Pillar 2 - Global Minimum Corporate Tax
対象会社	米国法人（及び米国で事業活動を行う外国法人）	下記要件を満たす多国籍グループに属する構成会社（企業グループに含まれる会社等及びその会社等の恒久的施設を含む）
適用要件	3 年間の平均調整後会計利益が 10 億ドル超（インバウンド多国籍企業の場合は、10 億ドル基準に加え、米国グループメンバーによる調整後会計利益が 1 億ドル以上）	直前の 4 事業年のうち少なくとも 2 事業年度において、連結グループの年間売上高が 7 億 5,000 万ユーロ以上
税額計算	全世界合算課税	課税管轄ごとに計算
課税標準	会計上の利益	会計上の利益
税率	15%	15%

## 2. クリーンエネルギー税額控除その他インセンティブ

IRA は全体の 3 分の 1 以上がクリーンエネルギー税額控除等のインセンティブの拡大に関する内容で占められており、政権のクリーンエネルギー政策に対する意気込みが反映されている。特にインパクトが大きいと考えられる改正項目は以下のとおりであるが、なかでも Direct Pay ルールは今後の投資手法に大きな影響を与えることが予想される。

税額控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 生産税額控除（PTC）及び投資税額控除（ITC）の適用対象を拡大し、風力及び太陽光に関する対象期間を 2028 年以降まで延長（2024 年末までに建設工事が開始する場合）</li> <li>■ 二酸化炭素隔離税額控除の延長と拡大</li> </ul>
税額控除の活用（Direct Pay）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 納税者の選択によってクリーンエネルギー投資等によって生じる税額控除を還付対象（Direct Pay）とする制度</li> <li>■ 原則として特定の適格事業体及び州政府機関等が対象であるが、一部の税額控除については全ての納税者に 5 年間の Direct Pay 選択が認められる</li> <li>■ Direct Pay 制度の対象外の納税者には、一部の税額控除について第三者への売却が認められる（過去より類似したプロジェクトファイナンス手法は存在していたが、今後は更に選択肢が増えるものと考えられる）</li> </ul>

## 3. 内国歳入庁（以下「IRS」）による税務執行体制の強化

IRA により新たに 800 億ドルの資金が IRS に充てられ、その半分以上の金額（約 470 億ドル）が IRS による執行活動及びコンプライアンス管理の強化に割り当てられている。その結果として今後十年間で約 2,000 億ドルの税収増を見込んでいるが、主な対象は大企業、富裕層、複雑なストラクチャーを利用したパス・スルーエンティティ及び国際税務が関係する多国籍納税者となっている。

#### 4. 自社株買いに課される1%の消費税 (Excise Tax)

上場企業である米国法人が2023年1月1日以降に自己株式買いを行う場合、1%のExcise Taxが課される。ただし、従業員ストックオプション制度等の維持を目的とした自己株買い、非課税組織再編の一環として自己株買いが行われる場合や自己株買いの対価が税務上は配当とみなされる場合等については同消費税の対象とならない。

#### おわりに

デロイト・トーマツ税理士法人では、米国にて豊富な経験を有する米国税務の専門家が多数在籍しており、日本において、米国投資や米国での事業展開についてのアドバイスや米国での連邦・州税の申告書作成サービスを行っています。今回の税制改正についても詳細な分析を行っており、米国、日本の双方で万全のサポート体制を確立しています。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/us](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/us)

## お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	<a href="mailto:kosaku.maeda@tohmatsumo.co.jp">kosaku.maeda@tohmatsumo.co.jp</a>
パートナー	平山 伊知郎	<a href="mailto:ichiro.hirayama@tohmatsumo.co.jp">ichiro.hirayama@tohmatsumo.co.jp</a>
マネージングディレクター	竹内 洋人	<a href="mailto:hiroto.takeuchi@tohmatsumo.co.jp">hiroto.takeuchi@tohmatsumo.co.jp</a>
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	<a href="mailto:naoko.akiba@tohmatsumo.co.jp">naoko.akiba@tohmatsumo.co.jp</a>
シニアマネジャー	倉本 光恵	<a href="mailto:mitsue.kuramoto@tohmatsumo.co.jp">mitsue.kuramoto@tohmatsumo.co.jp</a>
シニアマネジャー	五十嵐 寿行	<a href="mailto:hisayuki.igarashi@tohmatsumo.co.jp">hisayuki.igarashi@tohmatsumo.co.jp</a>
マネジャー	榎本 純子	<a href="mailto:junko1.enomoto@tohmatsumo.co.jp">junko1.enomoto@tohmatsumo.co.jp</a>
マネジャー	栗原 義明	<a href="mailto:yoshiaki.kurihara@tohmatsumo.co.jp">yoshiaki.kurihara@tohmatsumo.co.jp</a>
マネジャー	高橋 英絵	<a href="mailto:hanae.takahashi@tohmatsumo.co.jp">hanae.takahashi@tohmatsumo.co.jp</a>
マネジャー	Lee Jiseon (イ ジソン)	<a href="mailto:jiseon.lee@tohmatsumo.co.jp">jiseon.lee@tohmatsumo.co.jp</a>
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
email	<a href="mailto:tax.cs@tohmatsumo.co.jp">tax.cs@tohmatsumo.co.jp</a>	
会社概要	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax">www.deloitte.com/jp/tax</a>	
税務サービス	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax-services">www.deloitte.com/jp/tax-services</a>	

デロイト トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツグループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツグループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュート マツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム および それらの関係法人 (総称して “デロイト ネットワーク”) のひとつまたは複数 を指します。DTTL (または “Deloitte Global”) ならびに各メンバー フォーム および 関係法人 はそれぞれ 法的に 独立した 別個の 組織体 であり、第三者 に関して 相互に 義務を 課した は 拘束さ せるこ とは ありませ ません。DTTL および DTTL の各メンバー フォーム ならびに 関係法人 は、自らの 作為 および 不作為 についてのみ 責任を負い、互いに 他の フォーム または 関係法人 の 作為 および 不作為 について 責任を負う ものではありません。DTTL は クライアント への サービス 提供を行 いませ ません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッド は DTTL のメンバー フォーム であり、保証 有限責任 会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッド のメンバー および それらの 関係法人 は、それぞれ 法的に 独立した 別個の 組織体 であり、アジア パシフィック における 100 を 超える 都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にて サービス を提供 しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務などに 関連する 最先端の サービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の 企業や 多数の プライベート (非公開) 企業を含む クライアント に提供 しています。デロイトは、資本市場 に対する 社会的な 信頼を 高め、クライアント の 変革と 繁栄を 促し、より 豊かな 経済、公正な 社会、持続 可能な 世界の 実現に 向けて 自ら 率先して 取り組む ことを通 じて、計測 可能で 継続性 のある 成果を もたらす プロフェッショナル の 集団です。デロイトは、創設 以来 175 年 余りの 歴史を 有し、150 を 超える 国・地域 にわたって 活動を 展開 しています。“Making an impact that matters” を パーパス (存在 理由) として 標榜する デロイト の 約 345,000 名の プロフェッショナル の 活動の 詳細 については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) を ご覧ください。

本資料は、関連税法 および その 他 の 有効な 典拠 に 従い、例示 の 事例 について の 現時点 における 一般 的な 解釈 について 述べた もの です。デロイト ネットワーク は、本資料 により 専門 的 アドバイス または サービス を 提供 する もの ではありません。貴社 の 財務 または 事業 に 影響 を 及ぼす 可能性 の 一切 の 決定 または 行為 を 行う 前に、必ず 資格 がある 専門 家 の アドバイス を 受ける 必要 が あり ます。また 本資料 中 における 意見 に わたる 部分は 筆者 の 私見 であり、デロイト ネットワーク の 公式 見解 ではありません。デロイト ネットワーク の 各法人 は、本資料 に 依拠 する こと により 利用者 が 被った 損失 について 一切 責任 を 負わ ない もの と します。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001